

---

---

## 参 考 資 料

---

---

2001年第89回ILO総会 第6議題「社会保障の課題、挑戦、展望」に関する  
一般討議における決議と結論（連合仮訳）  
社会保障の最低基準に関する条約（第102号）

---

資料 2001年第89回ILO総会 第6議題  
「社会保障の課題、挑戦、展望」に  
関する一般討議における決議と結論  
（連合仮訳）\*

---

\* なお、この決議、結論の元になるILO事務局  
Report , Social security: Issues, challenges and  
prospectsについては、<http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/index.htm#0>を参照されるか、またはILO東京支局（Tel.03-5467-2701）にお問い合わせください。

### 「社会保障に関する決議」

2001年に開催された第89回ILO総会は、レポート6  
「社会保障の課題、挑戦、展望」をベースに一般討議  
を行った。

その結果、以下の結論を採択しILO理事会に対して  
次の通り要請する。

- (a) 社会保障に関する将来の活動計画を立てる際には、この結論を十分考慮に入れる。
- (b) 2004年～2005年度の活動計画と予算の策定にあたっては、この結論の内容を盛り込むこと、また2002年～2003年度においても可能な範囲で財源を割り当てることを事務局長に対して要請する。

### 「社会保障に関する結論」

1. 1944年の総会で確認されたILOの神聖なる義務として、世界各国における取り組み推進し、達成すべき目標のひとつは、次の事項である。すなわち、保護を必要とする人全てのために基礎的な収入と包括的な医療サービスを提供するために、社会保障政策を拡大することである。今こそ、「保護を必要とする全ての人」のために、社会保障適用を改善し、かつ拡大する新たなキャンペーンをILOが起こすべき時である。加盟国にいる何億万人が被っている根本的な社会的不正義を克服するために、重大かつ緊急な課題として事務局長が次に示す結論を取り扱うよう求められている。

2. 社会保障は、労働者及びその家族、そして社会全体の安寧にとって非常に重要である。社会保障は、基本的人権のひとつであり、社会の連帯を形成するための基本的な手段であり、それゆえに社会の平和と統合の確立に資するものである。これは政府の社会政策において不可欠なものであり、貧困を防ぎかつ軽減させるための重要な手だてである。社会保障は、国民の連帯と公正な負担の分かち合いを通して人間の尊厳、平等、社会正義に貢献することができる。加えて政治的な統合、民主主義の強化・発展にとっても重要である。

3. 社会保障は、適切に運営されるならば、医療と所得保障、社会サービスを提供することによって生

産性を向上させる。経済成長と活発な労働市場政策と並んで、社会保障は、持続可能な社会経済の発展のための手段である。それは、柔軟かつ流動的な労働力が要求される構造変化と技術革新を容易にするものである。社会保障は、企業にとってはコストであるが、人間への投資であり支援である。グローバル化と構造調整政策の下で、社会保障は今まで以上に重要になってきている。

4. 社会保障の正しいモデルは1つではない。社会保障は、時代によって成長し、進化する。社会保障には、社会的援助、普遍的な制度、社会保険、公的または民間による制度がある。それぞれの社会が、所得保障と医療へのアクセスを確実なものとするために最良の方法を決定するべきである。この選択はそれぞれの社会及び文化的価値観、歴史、制度、経済発展の度合いを反映したものとなるだろう。国家は、社会保障の実施、推進、適用拡大のために最も重要な役割を担っている。全ての制度はあるいくつかの基本的原則に合致するべきである。特に、給付は安全かつ非差別的でなければならない。そのため、制度は健全で透明な方法、実現可能な範囲で最低限の運営コスト、ソーシャルパートナーの強力な関与で運営されるべきである。社会保障に対する国民の信頼は社会保障の成功の鍵である。社会保障の存続のためには、適切な管理が欠かせない。

5. 最優先とすべきは、既存の制度に適用されない人達に社会保障を適用させるような政策である。多くの国々で、適用外の人というのは小規模事業所の従業員、自営業者、移民労働者、インフォーマル経済、その多くが女性であるが、にいる人達である。こうしたグループに直ちに適用が実現できない場合、保険が適切であると判断される場合には自主性に基づいてそうした方法、または社会的援助というような方法を導入することができる。それを発展させ、次の段階では社会保障制度に統合させることができ

る。その段階とは給付の価値が認識されかつ経済的に維持可能となったときである。様々なニーズを持つグループや、非常に抛出力が低いグループもある。社会保障の拡大を成功させるためにはこうした違いを考慮に入れるべきである。マイクロインシュアランスの持つ意義は、厳正に検証されるべきである。たとえマイクロインシュアランスが、包括的な社会保障システムの基礎とはなり得なくても、有益な第一ステップにはなりうる。特に、よりよい医療へのアクセスを求める人々の緊急なニーズに応えるためには重要である。適用拡大に関する政策と取り組みは、国の社会保障戦略全体の枠組みの中で実行されるべきである。

6. インフォーマル経済が抱える根本的な課題はいかにしてフォーマル経済に統合させていくかということである。これは、公正と社会的連帯の問題である。政策はインフォーマル経済からの脱却を奨励するものでなければならない。インフォーマル経済の最も脆弱なグループへの支援は社会全体の財源で担うべきである。

7. 現役世代にとって、所得確保はディーセント・ワークを通じて行われるのが最良の方法である。従って、失業者への現金給付は、雇用を得るために必要な職業訓練、再訓練、その他の援助と密接な連携のもとに行われなければならない。将来の経済発展を考えれば労働者の教育と技術向上はますます重要になってくる。教育は全ての子どもたちに提供されなければならない。子どもたちがそれは適切な生活技術、識字力、基礎的計算能力を身につけ、人間的な成長と労働市場への参入を促すためである。今日の経済において、エンプロイアビリティを維持するために生涯学習はきわめて重要である。失業給付は、依存状態や雇用への障害を生み出さないような形で制度設計されなければならない。社会保障給付を受け続けるよりも有利な雇用を創出する政策が有効で

あることが明らかになっている。とはいえ給付水準は適切でなければならない。失業給付制度の確立が困難であると見なされる国においては、労働集約的な公共事業など、多くの途上国で成功している各種の事業によって、雇用創出の努力がなされるべきである。

8．社会保障はジェンダー平等の原則に基づいて促進されるべきである。しかしながら、このことは同じまたは似たような状況にある男女を平等に取り扱うことだけを意味するのではなく、女性にとって平等の成果を確保する手段でもある。社会は、女性がとくに担っている子どもたち、両親、そして要介護家族への無報酬のケアによって大きな恩恵を受けている。女性が、現役時代の拠出が少なかったからといってそのままその後の生活で不利益を被るようなことになってはいけない。

9．女性の労働力への参入が激増し、男女の役割が変化した結果、男性を主たる生計者とするモデルに基づく従来の社会保障制度は、多くの社会でますますニーズにそぐわなくなっている。社会保障と社会サービスは男女平等のもとに描かれなければならない。女性の雇用へのアクセスを可能にするような方策は、女性が被扶養者としてではなく自分自身の権利として社会保障給付を受けるという方向に導くものである。遺族給付のあり方について検証を続けることが必要である。これについて制度を改正する際には、適切な移行措置をとり、従来の制度を期待して生活設計してきた女性を、守らなければならない。

10．ほとんどの社会において続いている男女の所得格差が、往々にして女性の社会保障への権利に影響を与えがちである。このことは、次の点につき必要性を明らかにしている。ひとつは賃金格差闘争への継続的努力であり、次に最低賃金制度（最低賃金のない国においては）の導入が望ましいことを考慮す

ることである。親が子どもを養育する場合には、社会保障による児童手当は、実際に養育している親に給付されるべきである。さらに、制度的な差別が存在する社会においては、ポジティブアクションの導入を検討すべきである。

11．多くの社会が直面する人口の高齢化は、積立方式、賦課方式両方の年金制度と医療制度に、大きな影響を与える現象である。このことは拠出者から受給者へ直接的に所得移転される賦課方式において明白である。しかし、積立方式においても、年金として現金化するために資産を売却し、現役世代がそれを購入するという意味において同様である。解決策は、何よりもまして雇用の拡大、特に女性、高齢労働者、若者、障害者、といった人の雇用を拡大するという政策を通して、探られるべきである。あわせて、生産的な雇用の増加を導く持続可能な経済成長のレベルを高める中でも方策が探られるべきである。

12．多くの途上国、特にサハラ以南のアフリカにおいてHIV/AIDSの蔓延は、社会のあらゆる側面に破壊的な影響を与えている。そういった国々の社会保障制度の財政基盤に与える影響はとりわけ深刻である。なぜなら、患者は現役世代に集中しているからである。この危機的状況は、ILOの調査と技術協力を通じたより迅速な対応を必要としている。

13．賦課方式で確定給付の年金制度では、リスクは集団で負う。一方、個人貯蓄型年金は個人がリスクを負う。存在する選択肢の1つであるとはいえ、制度加入者全体にリスクが分散される連帯型制度を弱めるものであってはならない。公的年金制度が適正な給付水準を保障し、これによって国民の連帯を確保するべきである。付加的な年金や、労働者の状況や拠出能力に応じて設計された労使交渉による年金がある。これらは、公的年金の補完としては価値があるが、ほとんどの場合それを代替するものとはな

りえない。社会的パートナーは、付加的年金その他労使交渉による制度に関して重要な役割を担う。一方、国の役割は、効果的な規制の枠組みを作り、監督し取り締まる機構を提供することである。政府は、こうした制度が中低所得層を対象とするように援助あるいは税制上の優遇措置を考慮すべきである。どのような制度を組み合わせるかは、それぞれの社会が決めることである。しかしその際には、この結論および社会保障関連のILO基準を十分考慮に入れて選択すべきである。

14. 年金制度を維持可能なものとするためには、財政基盤が長期にわたって保障されなければならない。したがって、定期的な数値検証と、調整が生じた時は後追いではなく先回りした形で行うことが必要である。制度改正を提案する際には、実際に法制化する前に完全な数値評価を行うことが不可欠である。制度評価を行う際、また財政的な不均衡に対処するための政策選択を展開する際には、社会的対話が必要である。

15. 社会保障は医療、家族給付をカバーし、疾病、失業、老齢、廃疾、労災、妊娠、稼働者の死亡等の不測の事態が生じた場合の所得を保障する。全ての属性の人々にまったく同じ範囲の社会保障給付を行うことが必要であるとはかぎらないし、それは不可能であるケースも多い。しかし、社会保障制度は時代とともに進化するものであり、人の属性と給付の範囲に関しては、国状に応じてより包括的になりうる。社会保障の財源（一般税であれ、拠出金であれ）が限られた国、とりわけ事業主が負担しない国においては、対象となるグループにとって最も切迫したニーズをまず第一に最優先とすべきである。

16. これまで述べた基本的原則の枠組みに沿って、各国は全ての人への社会保障を実現するための国家戦略を立てるべきである。これは、雇用戦略やその

他の社会政策と密接にリンクされるべきである。目標となる社会的援助政策は、適用を除外されたグループへの社会保障の導入に着手する1つの手段となりうる。途上国においては政府の財源は限られているので、社会保障の財源確保の手段（例えば政労使三者の負担の導入）を広げる必要があるかも知れない。もし可能なら、政府の援助によって立ち上げ費用を助成し、施設や機材といった形の現物供与、低所得者への助成もカバーすることができよう。社会保障の確立や発展の取り組みを効果的にするためには、社会的対話が必要である。既存の社会保障制度を変更する場合には、現在の受給者の適切な保護が必要となる。革新的な制度を先進事例として実施することが促されなければならない。こうした先進事例を客観的に評価するには、中味がありかつ効率的なコストでできる調査が必要とされる。調査と技術援助は制度の管理を向上させるために必要である。

17. 社会保障に関するILOの活動は、フィラデルフィア宣言、ディーセントワークの概念と関連のILO基準を基礎とするものでなければならない。社会保障は世界の大多数の人々に適用されていない。これこそが、今後の強調されなければならない大きな課題である。この観点から総会は、次のことを提案する：

社会保障の適用範囲を拡大するための大規模な取り組みに着手すること

ILOは、加盟国政府に対して、社会保障問題への優先度を高めるよう求め、技術援助の供与が適切である場合にはそれを行うこと

ILOは、加盟国政府並びに社会的パートナーに対し、社会保障に関する国家戦略を立て、それを実現する方策について助言すること

ILOは、その良い成功事例を収集しそれをひろめること

加盟国は、ILOの特別な援助を求めるよう奨励されなければならない。（その援助によって）現在除外されているグループへの社会保障の適用を大幅に改善

するような成果を達成するために。活動計画は、現実的な範囲でできるだけ速やかに実行され、理事会へ定期的に報告されることとする。

18. 今後の社会保障に関する調査や専門家会議で扱うべき主要な分野は：

- 社会保障適用の拡大；
- HIV/AIDSおよびそれが社会保障に与える影響；
- 社会保障制度の管理と運営；
- ジェンダーや障害に重点を置いた平等；
- 高齢化およびそれが社会保障に与える影響；
- 社会保障財政；
- 成功事例の共有；

これらの活動はILOの社会保障に関する政策の枠組みを発展させる基礎となるべきものであり、この分野における今後のILOの活動計画、技術援助の優先順位やこの分野におけるILO活動と明確にリンクされなければならない。

19. ILOの加盟国政府および社会的パートナーとの技術協力は幅広い手段が含まれるべきである、とりわけ：

- 社会保障適用範囲の拡大と向上；
- 社会保障の分野における革新的なアプローチ、取り組みを発展させ、インフォーマル経済にいる人のフォーマル経済への移行を促す；
- 社会保障制度の管理、財政、運営を改善する；
- 社会的パートナーが、政策の発展に参加し、社会保障制度の合同もしくは三者による運営管理機構に効果的に貢献するための援助と訓練；
- 社会的、人口学的、経済的状況の変化に対応できる社会保障制度の改善と導入；
- 社会保障において結果として起こる差別解消のための手段を講じること；

20. ILOは、上記に示された活動計画を完成させ、その結果を理事会に定期的に報告しなければならない

い。それによって理事会は進捗状況を監視し、さらにどう進むべきか決定することができる。

21. ILOは、ISSAをはじめとする社会保障分野の諸機関との連携を引き続き発展させなければならない。ILOは、IMFおよび世銀に対して、この総会で採択された結論に賛同し、包括的な社会保障の拡大を通して、社会正義と社会連帯を促進するILOの取り組みに参加するよう呼びかけなければならない。

---

資料 社会保障の最低基準に関する条約  
(第102号)

---

(昭和51年2月2日 批准登録)

以下の条約は、労働省編『ILO条約・勧告集・第6版』(労働行政研究所)による。

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、1952年6月4日にその第35回会期として会合し、その会期の議事日程の第5議題に含まれる社会保障の最低基準に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、次の条約(引用に際しては、1952年の社会保障(最低基準)条約と称することができる。)を1952年6月28日に採択する。

第1部 一般規定

第1条

- 1 この条において、
  - (a)「所定の」とは、国内の法令により又はこれに基づいて定められていることをいう。
  - (b)「居住」とは、加盟国の領域内に通常居住することをいい、「居住者」とは、加盟国の領域